

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成13年8月23日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）富士見一丁目団地建設計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為者
 - ・神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
都市基盤整備公団 神奈川地域支社
地域支社長 立石 亮一
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
（仮称）富士見一丁目団地建設計画
 - (2) 種類
住宅団地の新設（第3種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市川崎区富士見一丁目6-11
- 4 指定開発行為の目的及び内容
 - (1) 目的
共同住宅の建設
 - (2) 内容
 - ア 開発区域面積 18,787.8 m²
 - イ 土地利用計画
 - (ア) 住棟 5,099.4 m²
 - (イ) 立体駐車場 2,368.5 m²
 - (ウ) 屋外駐車場 825.0 m²
 - (エ) 車路 2,322.7 m²
 - (オ) 歩行者路、広場、託児所園庭 3,721.1 m²
 - (カ) 緑化地 4,260.0 m²
 - (キ) 屋外駐輪場 191.1 m²

ウ 建築計画

	S-1棟	S-2及びE棟	N棟	W棟	合計
計画人口(人)	72	597	302	513	1,484
計画戸数(戸)	24	199	100	171	494
構造	鉄筋コンクリート造				
階数	7	14	14	14	
高さ(m)	24.4	46.1	46.1	46.1	
建築面積(m ²)	354.7	2,197.4	2,414.0	2,693.0	7,659.1
延床面積(m ²)	2,225.6	20,647.6	9,872.9	16,926.6	49,672.7

- 5 指定開発行為の施行期間
 - 着手予定：平成14年 4月 1日
 - 完了予定：平成18年 3月 31日
- 6 条例評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間
 - (1) 期間
平成13年8月23日（木）から平成13年10月6日（土）まで
 - (2) 場所
川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
 - (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。